

# 阿武町教育用情報端末整備事業（iPad OS LTE モデル）仕様書

## 1 事業名

阿武町教育用情報端末整備事業

## 2 事業の目的

文部科学省の GIGA スクール構想における「公立学校情報機器整備費補助」事業を活用し、阿武町の児童生徒が授業で日常的に 1 人 1 台端末を活用できる教育環境を整備することで、Society5.0 時代に求められる児童生徒の情報活用能力等を育成するとともに、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びを実現することを目的とする。

## 3 納入期限

### (1) 納入場所、調達数及び希望納入期限

調達数及び希望納入期限は「別紙 1」のとおりとする。

### (2) 仕様及び保守

機器等の仕様詳細及び導入した機器等の保守は「別紙 2」のとおりとする。

## 4 導入にかかる概要及び基本的条件

(1) 納入する機器は、品質・耐久性に十分留意し、選択すること。

(2) サプライチェーン・リスクに考慮した端末を選定すること。

(3) 端末の仕様を厳守し、履行する上で必要となる全ての諸経費・機器等についても、見積に加えること。

(4) 納入する OS は調達の時点で最新バージョンのものを調達すること。

(5) 見積額には、本仕様書に記載した全ての要求事項（機器等調達、搬出・搬入、通信費等一式）にかかる 5 年分の費用を含むこと。

(6) 端末管理ツールに登録するために必要な端末情報を提出すること。

## 5 機器の搬入・設置

(1) 機器の搬入・設置に係る要件については、阿武町教育委員会及び各校と協議の上進めること。

(2) 搬入作業は施設等を傷つけることの無いよう万全を期すこと。施設等の破損があった場合は、阿武町教育委員会及び各校と協議の上対応すること。

(3) 機器等の導入の際に出た不要な配線及び梱包物等は受託者が撤去し、適切に処理すること。

## 6 提出資料

次の表に記載された資料を、機器等納入時に提出すること。

No.	提出資料	提出先
1	機器一覧表（電子媒体）	教育委員会
2	機器の取り扱い説明表（電子媒体及び紙媒体3部）	各学校
3	納入機器等の保証書	教育委員会
4	端末詳細設定書（電子媒体）	教育委員会
5	運用手順書（機器及び各アプリ）（電子媒体及び紙媒体3部）	各学校
6	通信料等契約内容概要書（電子媒体）	教育委員会

## 7 瑕疵担保責任

本業務で、正当な理由無く仕様に達していないことが判明した場合には、発注者と協議の上、誠意を持って対応すること。

## 8 支払い方法等

原則として、タブレット端末、周辺機器、初期設定等に係る費用は、納入年度に支払うこととし、その他については、運用開始から5年間の月払いとするが、双方協議し、決定することも可能とする。

## 9 その他

- (1) 受託者は、契約者の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表してはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないように十分配慮をすること。
- (2) 受託者及び業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後又は解除後においても守秘義務を負うものとする。
- (3) 本事業で新たに作成された成果物の著作権は、契約者に帰属するものとする。